



【代表】公認会計士・税理士 渡邊 芳樹
【設立】1997年【法人番号】第733号
【所属】東京税理士会 麻布支部【支店】大阪
【職員数】45名(税理士17名、公認会計士12名、USCPA2名、弁護士1名)

税理士法人 渡邊芳樹事務所

【本部】〒107-0052 東京都港区赤坂7-6-15 赤坂ロイヤルビル501号

TEL.03-5575-8270 https://watanabe-cpa.ne.jp/



【代表】公認会計士・税理士 USCPA 小堀 英
【設立】1960年【法人番号】第1299号
【所属】東京税理士会 麻布支部【職員数】170名
【事務所】アメリカ村ワーフ(AI) 池52建事務所

税理士法人麻布パートナーズ

【本部】〒106-0032 東京都港区六本木3-6-9

TEL.03-6697-7000 http://www.komiyama-cpa.com/



日本在住・海外在住を問わず、複数の国に資産を保有する方の遺言書作成等のエグゼクティブプランニングから、複雑な国際相続紛争案件まで、当時、国際相続案件に対応しています。

小島国際法律事務所

【本部】〒102-0076 東京都千代田区五番町2-7 五番町片岡ビル4階

TEL.03-3222-1401 http://www.kojimalaw.jp/



国内17事務所の税務専門家が、デロイト・トーマツグループ各社および海外のメンバーファームの専門家と連携し、国内外のオーナー系企業や個人富裕層のお客様へ信頼できる税務サービスを提供します。

税理士法人 トーマツ

【本部】〒100-8305 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル5F階

TEL.03-6213-3800 www.deloitte.com/jp/tax-co



【代表】公認会計士・税理士 山田 正一
【設立】1981年【法人番号】第99号
【所属】東京税理士会 麹町支部【職員数】440名
【拠点】東京、札幌、仙台、金沢、静岡、名古屋、京都、大阪、広島、福岡、シンガポール、中国、ベトナム
【海外加盟機関】BKR International, STEP

税理士法人山田 & パートナーズ

【本部】〒100-0015 東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワー N館8階

TEL.03-6212-1660 http://www.yamada-partners.gr.jp

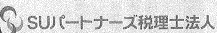


【代表】税理士・行政書士 山本 圭一郎
【設立】1975年(開業)【法人番号】第310号
【所属】東京税理士会 京橋支部【職員数】100名(グループ全体)
【事務所】東京、上海、蘇州、深圳、シンガポール、ASEAN

税理士法人ワイズコンサルティング

【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座1-8-21 中央ビル5F

TEL.03-3567-3330 http://www.yz-consul.com/



【代表】代表パートナー 税理士 河部 幸雄
【設立】2006年【法人番号】第82号
【所属】東京地方税理士会 神楽川支部
【職員数】14名(税理士・税理士補員14名)
【支店】東京・横浜・シンガポール

SUパートナーズ税理士法人

【本部】〒107-0052 東京都港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701

TEL.03-6435-5255 http://www.supt.jp/

相続・事業承継 Professional シリーズ Vol.3

資産のグローバル分散化が進み、被相続人が海外で預貯金や有価証券、不動産を保有しているケースが増えています。相続は、属人的な業務であったが、海外資産の相続手続きをきちんと行わないと、税負担が重くなったり、最悪の場合、遺産が承継できなかったりすることも考えられる。また2015年7月から出国税が導入され、海外移住者への課税強化も行われています。国際相続が発生した場合、どんなことが問題になるのか、どう対処したらよいか解説する。

国際相続・国外財産 プロフェッショナル ショーナル

各国で法制度が異なる国際相続

海外資産を相続する場合には、海外に所在する財産を相続するため、相続人の国籍や住所地、被相続人の国籍や住所地、遺産の所在国などによって、相続の法制度が異なる。相続人が、被相続人の国籍や住所地、遺産の所在国などによって、相続関係が決まる。相続人は、相続関係を決定する国に拠り、相続関係の法制度を適用する。相続関係の法制度によって、相続関係が決定する国は、相続人の国籍や住所地、被相続人の国籍や住所地、遺産の所在国などによって異なる。

10年手続が完了まで

各国で相続の処理の仕方も異なる。大きな違いは、債務者の遺産清算と債権者の債権回収の間隔にあり、日本では、債権者の債権回収の請求権行使の期限が10年である。一方、債務者の遺産清算の手続きは、相続人が相続関係を確定し、遺産の清算完了後、債権者の債権回収の請求権行使の期限が10年である。相続人が相続関係を確定し、遺産の清算完了後、債権者の債権回収の請求権行使の期限が10年である。

海外移住者の課税強化

海外移住者の課税強化。2015年7月から、海外に居住するが、日本に資産を保有している者の課税が強化される。海外に居住するが、日本に資産を保有している者の課税が強化される。海外に居住するが、日本に資産を保有している者の課税が強化される。海外に居住するが、日本に資産を保有している者の課税が強化される。

包括承継主義

被相続人の財産は包括承継(債務も)全て包括的に承継する。包括承継主義。被相続人の財産は包括承継(債務も)全て包括的に承継する。包括承継主義。被相続人の財産は包括承継(債務も)全て包括的に承継する。

管理清算主義

被相続人の財産は清算人等の代表によって管理・清算される。管理清算主義。被相続人の財産は清算人等の代表によって管理・清算される。管理清算主義。被相続人の財産は清算人等の代表によって管理・清算される。

主要国の相続税(遺産税率)

国	課税率
米	連邦税 18% - 40% 州 税 0% - 16.0% ナワホ 100% - 13.7%
カナダ	相続税はなし(相続税に代って課税される)
英	なし
オーストラリア	なし
ニュージーランド	なし
シンガポール	なし
韓	10% - 50%
タイ	6%
マレーシア	なし
インドネシア	なし
フィリピン	5% - 20%

企画制作・お問合せ先 日経エージェンシー shoukei@nkag.co.jp



【代表】公認会計士・税理士 池田 博典
【設立】1987年【法人番号】第427号-7
【所属】東京税理士会 麹町支部【職員数】24名
【事務所】東京税理士会 麹町支部
【職員数】343名(税理士23名・公認会計士16名)
【支店】京都・大阪

マイツグループ 税理士法人マイツ

【本部】〒102-0094 東京都千代田区紀尾井4-1 ニューオータニガーデンコート2階

TEL.03-6261-5323 http://www.myts.co.jp/



【代表】弁護士 藤本 龍平 【設立】1992年
【所属】大阪弁護士会【職員数】24名
【業務内容】損害賠償請求、各地世帯相続、難関不動産取引、離婚調停、行政事件、商事紛争、刑事事件・税務、国際相続
【提携先】東京府総合法律会計事務所

ふじ総合法律会計事務所

【本部】〒530-0003 大阪府北区堂島1-125 新山本ビル8階

TEL.06-6456-0100 http://www.office-fuji.com